

## あきる野市内で事業を営んでいて

令和3年4月1日以前から雇用保険被保険者を雇用している中小事業者

## 事業者雇用継続給付金

【雇用保険被保険者1人につき】 **10,000円**を  
事業者に給付いたします。

### 1. 対象となる事業者

次に掲げる全ての要件を満たす事業者

- ①あきる野市内に事務所または事業所等（以下「事業場」という。）を置く、中小企業基本法に基づく中小事業者であること。（法人の登記または個人事業主の住民票が市内にはないが事業場が市内にあり、あきる野市の（法人）市民税を納税している事業者は、納税証明書を提出することにより対象となります。）
- ②新型コロナウイルス感染症により、影響を受けていること  
（・売上の減少 ・費用負担の増加 ・資金繰りの悪化 ・材料等の調達難 ・人件費負担の増加 ・その他支障をきたしていること）
- ③申請日において、今後も雇用及び事業を継続する意志を有していること
- ④令和3年4月1日以前から申請日現在まで継続して、あきる野市内の事業場として雇用保険に加入していること
- ⑤令和3年4月1日以前から申請日現在まで継続して、あきる野市内の事業場で雇用しており、かつ当該事業場で継続して、雇用保険に加入している被保険者がいること

### 2. 給付金額

雇用保険被保険者1人につき **10,000円**

※令和3年4月1日以前より申請日現在まで、あきる野市内に登録している事業場で雇用している雇用保険被保険者が対象です。

### 3. 申請方法

申請書及び誓約書に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、申請期間内に、あきる野商工会本所または支所への郵送提出または、窓口提出。

（3密防止のため、なるべく郵送（簡易書留）提出をお願いいたします。）

※申請様式等は、あきる野商工会のホームページからダウンロードできます。

### 4. 申請期間

令和3年11月1日（月曜日）から令和4年1月31日（月曜日）まで

（郵送の場合は当日消印有効）

※申請受付後、書類等に不備がなければ、3週間程度で給付いたします。

※詳細については、あきる野商工会のホームページ等から実施要綱等をご覧ください。

令和3年4月1日以前から申請日現在まで、雇用保険被保険者を継続して雇用している中小企業者を対象とした給付金です。是非ご活用下さい。

必要書類等については、裏面をご覧ください

## 5. 申請に必要な書類

必要書類	備考
(1) 事業を営んでいることが確認できる書類 ※1	個人事業主は直近の確定申告書（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）第一表の写し 法人は直近の法人税申告書（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）別表一の写し
(2) 雇用保険に加入していることを証明する書類 ※2	雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し等 ※ハローワークが発行し、事業所名、事業場所在地、適用番号が確認できる書類
(3) 被保険者を証明する書類 ※2	雇用保険被保険者証または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ※対象者全員の被保険者証写しが必要
(4) 登記簿謄本 ※1	※法人のみ
(5) 代表者の本人確認書類 ※1	代表者の運転免許証の写し等
(6) 口座確認書類	申請書兼請求書に記載した振込先指定口座の『表紙』と『1ページ目と2ページ目』の写し。または電子通帳の画面を印刷したもの
(7) 申請書兼請求書 [別紙1]	あきる野商工会のホームページからダウンロードしてください
(8) 誓約書 [別紙2]	あきる野商工会のホームページからダウンロードしてください
(9) (法人)市民税の納税証明書 (注：必要な事業者のみ)	登記または住民票が市内にはないが事業場があり、あきる野市に(法人)市民税を納税している者のみ
(10) 市内に事業場があることを証明する書類等 (注：必要な法人のみ)	法人設立・設置届出書（あきる野市の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）の写し等
(11) 住所地の非課税証明書 添付できない者は、市内に事業場があることを証明する書類等 (注：必要な個人事業主のみ)	あきる野市の住民税が課税されていない事業者は、住所地の非課税証明書。添付できない事業者は、市内に事業場があることを証明する書類等。

※1については、当会会員事業者は省略することが可能です。

※2については、当会事務組合に労働保険を委託している事業者は省略することが可能です。

## 6. 提出方法・提出先

下記の【本所】又は【支所】へ郵送提出、または窓口提出

**※3密防止のため、なるべく郵送（簡易書留）提出でお願いいたします。**

**あきる野商工会 事業者雇用継続給付金事業 担当者 行**

【本所】〒197-0804 あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階  
【支所】〒190-0164 あきる野市五日市411 五日市出張所2階

**本事業の詳細については、あきる野商工会のホームページ等から実施要綱等をご覧ください。**

【あきる野商工会】

あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階 ☎：042-559-4511

あきる野商工会  
QRコード

